

転入・転出の際に必要なお手続きについて

小児慢性特定疾病医療受給者証をお持ちの方で転入転出される場合は、以下の手続きが必要です。新生活の準備であわただしくなる時期ですが、住民票の異動手続きにあわせて小児慢性特定疾病医療受給者証の転入・転出の手続きもご確認ください。

【岡山市から転出する場合】

転出前に岡山市保健所健康づくり課特定疾病係へ喪失届の提出が必要です。

届出に必要なもの

- ・小児慢性特定疾病医療費資格喪失届(岡山市保健所健康づくり課特定疾病係の窓口にあります)
- ・印判
- ・小児慢性特定疾病医療受給者証(原本)

【他市から岡山市へ転入する場合】

他市から転入した方で、今まで住んでいた自治体で医療受給者証の交付を受けていた人が、岡山市へ小児慢性特定疾病医療受給者証の転入の申請をすると、転入前に認定されていた資格(自己負担階層などを含む)を引き継ぐことが可能です。承認期間の開始は原則として申請日からになりますので遅滞なく手続きをしてください。

申請に必要なもの

- ・小児慢性特定疾病医療費支給認定申請書(岡山市保健所健康づくり課特定疾病係の窓口にあります)
- ・転入前の医療受給者証(コピーでよい)
- ・受診者(児童)の健康保険証のコピー
- ・同意書(岡山市保健所健康づくり課特定疾病係の窓口にあります)
- ・申請者、受診者、受診者と同一医療保険加入者のマイナンバーが確認できるもの
- ・事前に指定医療機関の申請が必要です。受診予定の指定医療機関の名称と住所が分かるものをお持ちください。

以上が転入・転出の際の手続きに必要なことです。その他、ご不明な点等ございましたらお気軽にご連絡ください。

【申請手続き先】

岡山市保健所健康づくり課特定疾病係

電話：086-803-1271

所在地：〒700-8546 岡山市北区鹿田町一丁目1番1号 岡山市保健福祉会館 2階

開庁時間：月曜日から金曜日 午前8時30分から午後5時15分 祝日・年末年始は閉庁